

ハッ場ダム千葉裁判判決に対する抗議声明

2010年1月19日

- 1 本日、千葉地方裁判所はハッ場ダムに関する公金支出差止等請求住民訴訟に対する判決を下した。判決は、原告住民の主張を全く理解することなく、不当にも以下述べるように原告住民らの主張を退けた。

記

- (1) まず、本件判決は、口頭弁論終結以前の支出差し止めを求める部分のほか、被告千葉県水道局長が国土交通大臣に対しハッ場ダム使用権設定申請を取り上げる権利の行使を違法に怠るとの主張、及び、被告千葉県知事らにハッ場ダムに関し負担金等の支出命令をさせることの差し止めを求めた部分は地方自治法242条の2第1項所定の住民訴訟に該当しないとして却下した。
 - (2) 次に、本件判決は、①ハッ場ダムの利水については千葉県の行った将来の水道需要予測及び水源評価に不合理な点は認められない、②治水については千葉県が治水上の利益を受けることはまったくないと認められない、③貯水池周辺の地滑り等の危険性については、危険性が放置されたままの建設事業であるという事実は認められないとし、国土交通大臣の納付通知に著しく合理性を欠くとは認められないので、本件支出命令が違法であるとはいえないとして請求を棄却した。
- 2 こうした本件判決の判断は、原告住民らの主張をまともに受け止めようとしな
いもので、行政が進める公共事業の無駄遣いを司法の立場でチェックしよう
とせず、むしろ無駄な公共事業を積極的に奨励するものにほかならない。
 - 3 本件判決は司法の役割を放棄した不当な内容であるから、原告らは東京高等裁
判所へ控訴手続を行うとともに、他都県の住民訴訟の原告らとも手を携え、引
き続き闘い続けることを表明する。 今後とも皆様のご支援をお願いしたい。

ハッ場ダムをストップさせる千葉の会原告団
ハッ場ダムをストップさせる千葉の会弁護団